

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和 41 年岩手県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第10条 [略] 2 特別審査会は、委員 5 人をもって組織し、 <u>保健福祉部障害 保健福祉課総括課長</u> 及びセンター所長をもって充てるほか、 学識経験者のうちから知事が任命する。 3 [略]	(組織) 第10条 [略] 2 特別審査会は、委員 5 人をもって組織し、 <u>保健福祉部障が い保健福祉課総括課長</u> 及びセンター所長をもって充てるほか 、学識経験者のうちから知事が任命する。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。